

局長 定刻になりましたので、只今から第155回松山市農業委員会総会を開会いたします。

局長 皆さま、ご起立をお願いいたします。

局長 礼。

局長 ご着席下さい。
それでは、開会にあたりまして、松山市農業委員会会長 渡部潤一郎よりご挨拶を申し上げます。

会長 第155回松山市農業委員会総会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。本日は、佐伯農林水産担当部長さん、清家愛媛県農業会議会長さん、丹生谷市議会議長さんにおかれましては、公務ご多忙にも関わりませぬご出席を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、わが国の農業は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、厳しい状況が依然と続く中で、多くの課題に直面しています。

特に、昨年にはTPP交渉が大筋合意となったことにより、農産物の輸入量拡大や関税の撤廃などによる国内農業への影響が懸念されています。

また、昨年9月には、農業委員会法、農地法などの農業に関する法律が改正され、本年4月1日から施行されますが、農業委員会組織制度は、約60年ぶりの大転換期を迎えることになりました。

特に、農業委員会法では、農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制への変更、農地利用最適化推進委員の新設、都道府県段階及び全国段階には、農業委員会をサポートするための農業委員会ネットワーク機構の指定などが規定されております。

そのような中、農業委員会におきましても、各方面への改正内容の周知、説明、条例改正その他具体的手続きの準備を進めるとともに、新たな制度に向けて更なる資質の向上、並びに連携を図り、農地の有効利用の推進について、さらに強化していかなければなりません。

そこで、本日の研修では、「農業委員会法の一部改正と農地転用に係る農業会議への意見聴取について」と題して、愛媛県農業会議の毛利事務局長さんから講演をいただきますので、委員の皆様には、理解を深めていただく絶好の機会だと思います。

松山市農業委員会といたしましては、本日の講演内容を参考に、迅速、適正に対応するとともに、農業者の利益代表機関として様々な農業問題の解決に向け、力を尽くしてまいりたいと考えている次第でございます。

終わりにになりましたが、本日ご参集の皆様のご健康とご多幸をご祈念申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

平成28年1月29日、松山市農業委員会会長、渡部潤一郎。

局長 続きまして、ご来賓の方々よりご祝辞を頂きたいと思っております。

初めに、松山市長 野志克仁様が公務の都合により御欠席されておりますので、代理で松山市産業経済部農林水産担当部長 佐伯俊一様からお願

いたします。

佐伯部長

皆様、こんにちは。

ただいま紹介にあずかりました、松山市農林水産担当部長の佐伯でございます。本来であれば市長が参りましてご祝辞を申し上げますところですが、あいにく公務により欠席ですので、祝辞を預かってきておりますので、代読させていただきます。

第155回松山市農業委員会総会の開会にあたりまして、祝辞を申し上げます。

農業委員の皆様には、平素より本市の農政をはじめ、市政全般にわたり特別のご理解とご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて我が国の農業は、就農者の高齢化や担い手不足など、多くの課題に直面しており、昨年は、農業協同組合法、農業委員会法、農地法が改正されるなど、大きな変革の時期を迎えております。

国では、昨年のTPP大筋合意を含め、国内農業対策を視野とする平成27年度補正予算が今年20日に成立いたしました。が、今後は予算獲得に向け、一層国の動向に注意を払う必要があると考えております。

一方、本市におきましては、持続可能な農業を目指し、農地利用集積や、担い手対策、松山農林水産ブランドトップセールスによる販路開拓に加え、有害鳥獣対策の強化など、今後も生産者が将来に希望を持って農業経営ができるようさまざまな施策を実施したいと考えておりますが、これらの取り組みを進める上では、農業委員の皆様との連携が不可欠でございます。

引き続き、皆様におかれましては農業者や地域の代表として様々な問題に積極的に取り組んでいただくと共に、農業者の声を受け止めて政策立案を行う利益代表機関として諸政策にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

終わりになりますが、松山市農業委員会の今後ますますのご発展と委員の皆様のご活躍を心からお祈り申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

平成28年1月29日 松山市長 野志克仁 代読でございます。本日は誠にありがとうございます。

一同

(拍手)

局長

どうも、ありがとうございました。

続きまして、愛媛県農業会議会長 清家俊蔵様、お願いいたします。

農業会議
会長

只今ご紹介をいただきました、愛媛県農業会議の会長を務めております清家と申します。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

本日は松山市農業委員会の総会が、農業委員各位並びに関係者多数のご

列席のもとにこのように盛大に開催されますことを心からお慶び申し上げます。

農業委員の皆様方には、平素より農業委員会活動はもとより、地域農業の振興発展に格段のご尽力をいただいております、そのご努力に対し、心から敬意を表する次第でございます。

また、私共農業会議の運営や業務推進につきましても、格別のご理解とご支援を賜っておりますことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、ご案内のとおり懸案でありましたT P P交渉につきましても、昨年10月に大筋合意がなされましたが、合意内容は想像以上に厳しいものであり、生産現場では、今もなお不安と動揺が広がっております。

こうした中で政府は、T P P関連政策大綱を決定し、国内対策を講じようとしておりますけれども、こうした対策が真に国内農業の体質強化に結び付き、農家の不安払しょくと、再生産が確保される対策となりますことを期待するものでございます。

また、今年は先ほども話がありましたとおり、改正農業委員会法が4月に施行され、私ども農業委員会系統組織にとりましても、まさに改革元年の重要な年となります。

市町の農業委員会では、4月の松野町、そして西予市を皮切りに、現農業委員の任期満了に伴い、順次新体制への移行が行われ、平成29年10月には全ての市町が、農業委員は市町長の選任制となり、新たに農地最適化利用推進員を設置することとなります。

農業委員会は、新たな体制になりましても、農業委員会組織の役割と使命は、これまで長年にわたり取り組んできた担い手への農地の利用集積、そして耕作放棄地の解消、農業への新規参入支援など、いわゆる農地利用の最適化を促進することにありますので、これらの活動を現場で着実に推進し、目に見える成果を挙げていかなければならないと考えております。

そのためには、本日お集まりの農業委員さん、お一人おひとりが、地域での指導力を十二分に発揮していただき、農業、農家の利益代表機関として農業委員会に期待されている活動に組織を挙げて取り組み、その存在意義を示していただきたいと思いますと考えておりますので、皆様方の格段のご理解、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

最後になりましたけれども、松山市農業委員会のますますのご発展と、ご参会の皆様方のご健勝とご活躍を心から祈念申し上げまして、ごあいさつに代えさせていただきます。

今日は大変ご苦労さまです。おめでとうございます。

一 同

(拍手)

局 長

ありがとうございました。

引き続きまして松山市議会議長 丹生谷利和様、お願いいたします。

丹生谷議長

ただいまご紹介いただきました、松山市議会議長の丹生谷利和でございます。

ます。本日ここに第155回松山市農業委員会の総会が開催されるにあたり、市議会を代表いたしましてお慶びを申し上げます。

ご参会の農業委員の皆様におかれましては、常日頃から本市の農業振興並びに市政各般にわたり、温かいご支援、ご協力をいただいておりますことを心から御礼申し上げます。

さて、皆様もご承知のとおり、昨年10月、TPP協定の大筋合意がなされました。これを受けて政府では、「夢と希望を持てる農政新時代」と位置づけ、TPP総合対策本部が設置され、同月にTPP協定交渉の大筋合意をふまえた総合的な政策対応に関する基本方針が決定されました。

従来から実施されている農林水産業、地域の活力創造プランに加えて、農林水産分野についてはTPPの影響による農林水産業を担う人々の懸念と不安を払しょくすると共に、将来にわたって意欲や希望を持って取り組み、確実に再生産が可能となるよう、政府一体となって万全の措置を講じること、とされ、必要な戦略については今年の秋を目標に政策の具体的内容を詰めること、とされております。

このようなことから、現時点においては、詳細な内容が把握しづらく、影響の範囲も不明であることから、市議会といたしましては、今後国が進める農業政策の動向を注視しながら、地域農業の発展のために議会全体で有効かつ効果的な対応策を見極めながら、皆様の活動を支援して参る所存でございます。

どうか、農業委員の皆様におかれましては、今後とも豊富な経験を活かし、本市農業のさらなる発展のために引き続きご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本総会が大きな成果をあげ、実り多い場となりますようお祈りいたします。

ご参会の皆様のみますますのご健勝、ご活躍をご祈念申し上げまして、私の祝辞といたします。

本日は誠にありがとうございます。

一 同

(拍手)

局 長

どうもありがとうございました。

それでは改めまして、本日、ご出席をいただいておりますご来賓の皆様をご紹介いたします。

松山市長、野志克仁様の代理で、松山市産業経済部農林水産担当部長佐伯俊一様。

佐伯部長

おめでとうございます。

一 同

(拍手)

局 長

愛媛県農業会議会長 清家俊蔵様。

農業会議

おめでとうございます。

会長

一 同

(拍手)

局 長

松山市議会議長、丹生谷利和様。

丹生谷議長

おめでとうございます。

一 同

(拍手)

局 長

以上の方々でございます。

なお、ご来賓の皆様におかれましてはこの後、公務のため、ここでご退席されます。

一 同

(拍手)

(来賓退席)

局 長

それでは議案審議に入りたいと思いますが、議長席を準備いたしますので、しばらくお待ちください。

それではこの間を利用して、本日のスケジュールをご案内いたします。

お手元にお配りしております次第のとおり、議事に続きまして委員研修会を開催いたします。

その後、えひめ共済会館に会場を移して農業委員互助会の主催によります意見交換会を開催いたします。

(議長席を作る)

局 長

それでは、準備が出来ましたので、只今から議事に入りますが、議事進行につきましては、総会会議規則第5条により総会の議長は会長が務めることになっておりますので、渡部会長さん宜しくお願いいたします。

(渡部会長 会長席から議長席へ)

議 長

事務局から説明がありましたとおり、規則によりまして私が議長を務めさせていただきます。議事運営につきまして、ご協力を宜しくお願いいたします。

まず、議事録署名人の指名でございますが、慣例によりまして議長の方で指名をさせていただいてよろしいでしょうか。

一 同

(異議なし)

議 長

それでは、浮穴地区の南委員と久谷地区の池田委員にお願いをいたします。

只今から議事に入ります。それでは最初に、『農業委員会委員の辞任の同意について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長

それでは、説明いたします。

今般、平成 28 年 1 月 28 日付けで梅岡委員から、農業委員会に対しまして、平成 28 年 1 月 31 日をもつての「辞任願」の提出がありました。

農業委員会等に関する法律第 16 条には、「委員又は会長は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されております。

なお、農業委員会の同意は、農業委員会の総会の議決、すなわち、辞任申し出者を除く総会出席委員の過半数の賛成によって行うとされておりますことから、今回議案として上程させていただいたところでございます。

辞任の理由につきましては、「一身上の都合により、農業委員の職務を執行することが困難となったため」ということとございます。

なお、梅岡委員は選挙委員でございますが、辞任が同意された場合の委員補充につきましては、改正農業委員会法の附則により、補欠選挙は実施しないこととなっております。

以上でございます。

議長

以上で事務局の説明は終わりました。

それでは、本件につきましてご承認いただきますでしょうか。

一同

(異議なし)

議長

ご異議なしと認めます。

よって本件は原案通り承認されました。次に、『その他』の説明事項等でございます。

まず、『平成 27 年度農地転用追跡調査結果報告について』ですが、事務局の報告を求めます。

事務局
次長

それでは平成 27 年度の農地転用追跡調査についてご報告させていただきますが、まず報告に先立ちまして、この農地転用追跡調査にあたりまして各農業委員さんには、ご多忙中にもかかわらず現地に同伴をいただき、ご指導、ご協力を賜りましたこと厚くお礼申し上げます。

それでは、ご報告いたします。お手元にお配りしております資料「平成 27 年度農地転用追跡調査結果報告について」をご覧くださいと思います。

今年度の調査は平成 25 年度中に許可となった 115 件うち、転用確認が未了となっている 15 件につき実施いたしました。期間は平成 27 年 10 月 19 日から 10 月 30 日までで全件の調査を終えております。

その調査結果でございますが、

まず、(1)の転用目的どおり供されていたものが 5 件で、全体の 33.3% ございました。

また、(2)の造成はされているが十分利用されていない、あるいは目的

外利用、都市計画法違反等の状態と見受けられたものが10件で、全体の66.7%でございました。

(3)の農地または農地のままで不耕作の状況と見受けられたものは、今回ございませんでした。

なお、地区別の結果につきましては、2枚目の調査結果表をご覧くださいと思います。

次に、調査後の指導についてでございますが、各農業委員さんによる是正指導を行いました。

なお、これらの状況を踏まえまして、今後も引き続き転用許可地における転用目的の早期実現と適正な土地管理を図り、さらには、無断転用防止の啓発、促進に努めてまいりたいと思っておりますので、今後とも各農業委員さんのご指導、ご協力をお願い申し上げまして報告を終わらせていただきます。

議 長

以上で事務局の報告は終わりました。
委員の皆様、ご意見等はございませんか。

一 同

(異議なし)

議 長

それでは、今後も農地転用に係る適正な指導につきまして、皆様の御協力をお願いいたします。

次に、『農地の利用状況調査と意向調査について』ですが、事務局の説明を求めます。

事務局
岩口主事

今年度の利用状況調査の実施につきまして、委員の皆様には、大変お世話になりました。

現在、調査結果の整理作業をしており、今後の流れとしまして、利用状況調査の調査結果を基に、順次、地区ごとに担当の農業委員の皆さんに相談をさせていただき、利用意向調査を実施する予定です。

利用意向調査は、1月末から2月末までの間での実施を予定しております。詳しい内容につきましては、地区毎に相談をさせていただく際にさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
以上で事務局の説明は終わりました。委員の皆様、ご意見等はございませんか。

一 同

(意見なし)

議 長

それでは、今後も農地の利用意向調査につきまして皆様の御協力をお願いいたします。

次に、連絡事項についてですが、『農業者年金の加入推進について』事務局の説明を求めます。

事務局
加藤主任

農業者年金につきましては、日頃より加入推進にご尽力いただきありがとうございます。

平成27年度の松山市の加入目標数は、11名となっておりますが、現時点での今年度の実績は、3名でございます。

また、愛媛県全体での加入目標数は74名でございますが、平成27年10月末現在で22名の加入となっており、達成率は、29.7%で今年度の目標達成は、難しい状況と思われま。

本市以外の県内の他の自治体も加入推進の取り組みに苦慮されているようでございます。

各委員さんにおかれましては、お手元のパンフレットを参考に、今後も引き続き担当地区の方に啓発をお願いしたいと思います。

農業者年金について、興味を持たれた農家の方がおられましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

以上で事務局の説明は終わりました。

それでは、今後も農業者年金の加入推進につきまして、委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

次に、『家族経営協定について』事務局の説明を求めます。

事務局
高瀬主査

家族経営協定は、家族間の役割分担や休日・報酬などについて、家族で話し合いを行い、家族みんなで共同・協力をして、これまで以上に意欲的、効率的に農業を行っていくためのものがございます。

お手元に家族協定の説明資料及び協定の雛形を配布させていただいております。内容につきましては、ご家族の話し合いで決めていただき、協定書の作成は、話し合いに基づいた内容に沿って事務局の方で作成し、最後のページに捺印をしていただきまして、協定書といたします。

協定を締結し、認定農業者となっているご家族の方が既におられましたら、協定に参加されている他の家族の方も認定農業者となるのが可能となり、農業者年金の保険料につきましては、国の補助を受けることができる等のメリットがあります。

また、認定農業者の方で協定を締結されていない方は、認定の際に協定を締結する、という計画を出されている場合がありますので、認定農業者の方への協定の推進もよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長

以上で事務局の説明は終わりました。

それでは、今後も家族経営協定の締結促進につきまして委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

次に『全国農業新聞の普及推進について』、事務局の説明を求めます。

事務局
高瀬主査

全国農業新聞の普及推進について、委員の皆さんには、既に定期購読いただいているところではありますが、全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が農業者の立場に立って編集発行している

農家のための情報誌ですので、情報活動の重要性をご理解いただきまして、お一人一部、新規の購読獲得に向けて、積極的な普及推進に努めていただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

以上で事務局の説明は終わりました。

それでは、情報活動の一層の強化のため、今後とも全国農業新聞の普及推進につきまして、委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、『活動記録ノートについて』、事務局の説明を求めます。

事務局
片山主査

平成27年の活動記録ノートにつきましては、本日お持ち頂いた方は、会の終了後に事務局職員へお渡しいただくか、机の上に置いて帰っていただけたいと思います。

後日提出される委員さんは、支所便、もしくは2月の農地部会の際にご提出をお願いします。事務局で内容の確認と集計をさせていただきます。

また、平成28年の活動記録ノートにつきましては、本来であれば、昨年の12月に配布させていただく予定でしたが、出版元の発行が遅れており、3月頃に出版予定との連絡を受けておりますので、出版され次第、お送りしたいと思います。

委員の皆さまには、大変ご迷惑をお掛けして申し訳ありませんが、お手元にお配りしております活動記録ノートのコピーに1月からの活動についてご記入をお願いしたいと思います。

なお、後日、平成28年の新しい活動記録ノートが皆様のお手元に届きましたら、併せて保管していただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長

以上で議案書記載の議題及び説明事項等についての審議は終了しました。

委員の皆様の方から他に何かご意見等はございませんか。

白石委員

はい、会長。

農地部会でね、文書で出してくれということを出しとったものがあるんですよ。それで、文書で出しとったので、農地法の納税猶予等の扱いの件で、文書で出しとったこと、それとまた付け加えてお聞きしたいことがありますので、また毛利局長が来ているんだろうと思いますが、お聞きしておいたらと思いますが、どんなですか。時間があるんだったら。

議長

3日前に出してもらわないと。

白石委員

ずっと前に出しておる。

議長

議事は議事として。

白石委員

入れていない。

議 長

局長、受け取るか。

局 長

白石委員さんの方からはですね、農地の相続税の納税猶予にかかる特例適用農地の評価をめぐる諸問題についてというようなことで、ペーパーはいただいております。

相続税の納税猶予の書類はいただいております。

松下委員

すみません、堀江の松下長生です。いま農地部会の件で白石委員から意見が出ましたが、彼が再三再四農地部会で伝えておることなんで、結果も農地部会の中で再三再四出ておる問題であります。

その中で、この総会で伝えるべき問題ではないと思いますので、改めて、議長の方でご判断いただいて、農地部会の方でまた伝えていただいても、これ農政の方も来られてますので、皆さんに聞いてほしいのですが、農地部会の中で、農政もしくは農地転用に関しての話をしてもらえらんだったら結構なんですけど、それを踏まえた中で、全体にかかわる問題含めて、同じ問題がコピーのように出てまいります。

そういう中で、いまも同じ問題が出ておると思いますが、改めて農地部会での決議事項で結論は出ておるものと私は解釈いたしております。

ぜひそれを踏まえて、議長の方でご判断いただいて、議事進行をよろしくお願いいたします。

私が伝えた意見なので、私が伝えた意見で議長の方から皆さんに諮っていただいて、それでいまの問題に対してここでは取り扱いをしないということを決していただければと思いますが、お願いいたします。

議 長

ひとつ意見を聞くということで。どんな意見かわからんけど。

白石委員

農業委員会の扱いの問題で、今日も1月8日の議案を持ってきました。それでですね、昨年からいろいろありました、これは全体の問題で大変な問題になって、農業委員会全体でどのように責任をとるかという問題が過去にもありました。

それでどういうことかといいますと、久谷と針田町であがっておりました。久谷の方は、10筆くらいですね、6筆進入路部分を35㎡、6㎡、12㎡、45㎡、6㎡、こういう形で進入路を農地から。

こういうのはですね、農地を写真を撮ってその進入路部分を農地じゃないということで、課税の対象にしたと。これはですね、農業委員会というのは法定業務で、法務局の謄本をつけて、その謄本で処理しよる。

そして私も確かめておりますが、松山市の資産税課、1月1日現在で農地課税をしとる。それでですね。農業委員会だけがこういう処理の宅地の処理の仕方したらおかしいんですよ。

昨年もずっと言い続けておるのは、5、6月頃に98㎡、農業用倉庫建設のためとやってですね、出とんですよ。ところが税務署が行ったら無いんですね、その農地の中に。

松山市は農地で課税しとる。1月1日現在。これ農業委員会は行政なんよ。それで謄本がついとる。法務局の。それがついとってこれは完全に農業委員会がいかんです。転用かけんといかん。4条で。

それでですね、資産税課も市の行政も、きちんと農地課税しとるんです。何で農業委員会がそこを宅地にしてですね、税務署が宅地並課税かけますか。

そしてこの1月の分なんかはひどい。この時にこういうことが過去にありましたから言っときますが、この久谷のところの下に、雄郡針田町ちゅうのがたった2筆ですがあります。これがまた大変なこと。ここだけ見よったらいかんのです。

針田町は2筆で2,859と1,540合わせて4,399㎡を4,297㎡、たった101㎡を、農業用倉庫部分を除外しました。

どこに農地、松山市以外に持つとるやらわかりませんが、相続して、このたった101㎡が恐ろしいことになるんです。それで私がね、税率表があるんです。101㎡は30坪くらいのもんですけどね、はっきり言っときます。これ農業委員会でね、すごい責任持たんといかんです。

ところがですね、過去にあったのが、税額表というのが、相続税というのが、納税猶予思いますが、大変なことになるんです。6億までが60%、6億超したら65%ということがありまして。今度はちょっと出しときましてけどね、6億までが50%、6億超えたらたった100万くらい超えましてね、65%。6億の5%いうたら3000万かかるんです。その農家の方に。

で、農家の農業用倉庫というのはね、これを農業委員会でちゃんと行政指導ができとったら末代使いよる農地の隅に建つとる農業用倉庫ですから、使うんでどうかと確認がはっきりでなかったら、本人申請申請いうてね、反対にやりよったら大変なことが起きると。

それで昨日あたりは、ちょうどあの私どもの地区の事情聴取がありまして、職員ももうちょっとですね、役員さん方に言っときますがね、現況主義、みなさんにもお分かりいただきますがね、農道を広げるのに個人の名義だから固定資産税は道路にしてもかかりますよ、こういう馬鹿なことを言ってもらったら困る。

道路にしても個人の名義で誰でも通りますよ、昨日ははっきり言って。現況主義でかからないんですよ。個人の名前でも誰でもそれは。不特定多数の人が通る道路は。そういうことをもうちょっと勉強して教えとってもらわなったら、百姓はみんなが損しよる。大変なことになりよるといふこと。

固定資産税、相続の納税猶予のこと、6㎡とかいくらか大変なことになりよる。

農業委員会としてもこれを間違ったらどうするかということが出てくるんです、これは。税金のね、修正申告が出てくるんです。そういうことがあるから私言よんです。はい失礼しました。

議 長

松下さんから話があったように、白石委員からも話がありましたから、両方とも意見としてお聴きしておきます。

松下委員

はい。

議長

どうぞ。

松下委員

いまの意見も全く同じように何回も出ておる話なんですよ。ですから言ってることは確かに合ってるんですよ。ただ、合うとんのは合うとんですが、毎年同じことをずっと伝えて言よんでこれもうわかっておることなんですよ。

これは建築指導課や資産税課の問題に当たってきますんで、道路扱いになっているところは確かに公衆用道路になっているところはかけたらいけません。これは今後農業委員会として全体の中で調べていったらいい問題で、例えば地区審査で問題提起したり、農地部会で問題提起したりここで問題提起したりする問題ではありません。

そういう問題が出ますんで、農地部会でも私たちがもっと言いたい問題がたくさんあるんですが、できません、そういう問題が。だから、ああいいう細かい問題を何度も何度も何度も何度も言うので、例えば、私が皆様方をお願いしたい、これは要望で結構ですが、例えば堀江町でいま地籍調査入ってますが、3代前、4代前の方々の名前がそのまま残って、遺産分割協議書ができていないために、非常に苦勞しておられます。

さっきのは問題ではありません。松山市にとっても愛媛県にとっても他の県より多いです。ですからこういう問題も今までこういう問題も提起したことなかったんですけど、あのような問題も提出するのも1回なら構いません。同じようにコピーのように何回も何回も伝えてもらうよりも、もっともっとみなさん農政に対してもしくは農地に対して言うことはたくさんあるんですよ。

だから、その辺の問題については、総会で言うべき問題ではない。農地部会ではもう言ってますので、以上で終わらせていただければ幸いです。

議長

それではこの問題は保留にします。

(「保留いう意味は」の声)

議長

もうその通り。

村上委員

会長、この問題はね、公衆用道路になるのかならんのか。なるのならなる指導をしてあげて、そして公衆用道路になったら税金はいらんのじゃから。そういう風に簡単に理解しなさい。

松下委員

いいですか。

議長

はい。

松下委員

私は堀江町の中で松山市全体の土地改良協議会の会長もさせてもらっ

ておるんですが、それで例えば堀江村から昭和 15 年に松山市に合併させてもらっておるんですが、例えば堀江市道で、ほとんどの中に「私」の土地がほとんど入っております。

今回地籍調査が入ってそれも明白にしたところですが、要するに公衆用道路の中で、昭和 15 年に編入してますのでそれから相当の代が変わっているんですよ。

そしたら 3 代前だったらいま 1 筆のものが相続人が 15 人 20 人 100 人まで出ておる所もあるんです。そういうところも含めてなかなか資産税課等々含めてこれから解決していかないといけない問題がたくさんありますので、その公衆用道路に対して問題解決を緊急にしていってますんで、地籍調査が入れば私ども解決します。

ですからそういうことを含めた中で、いま私どもも解決しておりますが、松山市全体でも公衆用道路の農地もしくは所については今日も私の農業委員と一緒に車の中で話もて来たんですが、そういう問題を今後適切に解決していかなければいけない問題ですので、事務局もしくは会長もその辺りのところについては。会長わかります、私の言っていること。

はい、理解していただいて、公衆用道路についてはですね、今後事務局も含めて問題提起してもらって資産税課にも伝えてもらうし、建築指導課にも伝えてもらうし、公衆用道路については、今後解決していくわけには。

いま今日せえゆうても無理ですからね、時間がかかりますので、そういう形のことで問題解決していただければ。

保留じゃないですよ。これから問題解決していきますということを会長さん言っていたいただければいいんですよ。

議 長

もうご意見ないですか。ご意見ないようでしたらこれで切ります。どうもご苦労さまでございました。

(「結論はどうなったん」の声)

(「バツサリ切ってくれや」の声)

(「他の問題がでकिनなる」の声)

局 長

議長、かまいませんか。

議 長

はい。

局 長

失礼いたします。お手元にカラーのチラシが 2 種類ありますが、これは、2 月 13 日と 14 日にアイテムえひめで開催されます『まつやま農林水産まつり』と『こなもんサミット』というイベントのご案内でございます。

ご都合がよろしければ、皆様お誘い合わせの上、ご来場いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

議 長

それでは、以上をもちまして、本日の審議は全て終了いたしました。長時間にわたりご審議をいただき、また、議事進行にご協力をいただきまし

て、ありがとうございました。

これにて、議長の任を解かせていただきます。

(議長は会長席に戻る)

局 長

渡部会長におかれましては、議事進行大変ご苦勞様でございました。

それでは、ここで一旦休憩を取らせていただきまして、午後3時40分から委員研修会を開催いたします。

(休憩)

局 長

それでは、只今から委員研修会を開催いたします。

本日は講師に、愛媛県農業会議事務局長の毛利真也様をお迎えして、『農業委員会法の改正と農地転用許可に係る農業会議への意見聴取について』と題しまして、講演をお願いしております。

毛利局長様におかれましては、大変お忙しい中、本日の講演をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

それでは、毛利局長様、よろしく願いいたします。

県農業会議
毛利局長

(講演)

局 長

毛利局長様、ありがとうございました。

農業委員会法の改正と農地転用許可に係る農業会議への意見聴取についてのお話は、大変参考になり勉強になりました。

それではせっかくの機会でございますので、委員さんの方から毛利局長様に何か質問等はございませんでしょうか。

白石委員

せっかく毛利局長に来ていただいて農業委員会優良農地ということですが、この優良農地を作る上で、農地じゃなくても農振農用地があるでしょ。あの山林とか。そういう所の除外をしていなかったらそれは優良農地にならないというのは目的が、農振農用地に山林がなるとしても、はたいて周囲が全部農振農用地になっとらいね、そういうことですから、将来的には優良農地を目指しておると、いう農地がいくらか入っておるのよね。

それが〇〇に入っておると、除外をしないとできないのよね。それで他の目的で、優良農地を守る上で他の太陽光みたいなものをその傍にやられるとね、この除外を先にしなかった分、死んでしまうのよね。優良農地が。山林であっても。農地の将来性はなくなる。

そういう点が大変心配なので、それはこの現場の中で松山市でも発生しておる所があるんでね、それでちょっと聞いておきたいなど、思っておるんですがどんなですか。

県農業会議
毛利局長

優良農地いわゆる農振農用地区域内農地ですね、これが除外せずに転用できるのは3つしかないわけで、収用絡みと、農業用施設用地とあと一時

転用のこれ3つしか除外しなくてできる転用地はないわけで、それ以外は除外しないとイケないわけですね。

で、除外して例えば2種農地3種農地になってしまえば、これは農業会議の意見を聴く必要はないと、いうふうに考えていただいていると思います。

ただ白石委員さん言われるように、優良農地を守っていかないとかなわけですから、一番これが出てくるというのは、先ほど言われた営農型の太陽光だと認識しています。

農振農用地区域内に出てくるのは営農型ですね。あれは柱の部分だけの転用で面積は少ないんですね、数㎡、数十㎡ですよ、転用面積。ただ上は全部太陽光やりますから、その時の判断はたぶん農業委員会が苦慮されて農業会議の意見を聴いていただけるのかな、と。

私は、農用地区域内農地が出てくるのはさっき白石さん言われたように、営農型太陽光。それ以外は除外していないと転用できないわけだから、出てこないんじゃないかと思いますが、出てくるのは営農型だと思ってます。農業委員会で判断できないような案件がですね、あがってくると理解しております、それはぜひともあげていただいで県とも調整しながら的確なアドバイスをして。

いわゆる優良農地を守っていかないとかなわけですから、これは農業委員会と農業会議が一体となって守っていきたいと考えますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

白石委員さん、これは回答になっておりますでしょうか。

白石委員

うん、それでいいんだけど農業委員会のね、松山市としての方針が、太陽光というのは、電力がブレーキをかける。まとまってできないんですね。それで、まとまってできないというのが。

県農業会議
毛利局長

あの昨日の新聞もこれから太陽光は制限かけると出てましたよね。

白石委員

昨年総会で、松山市の農業委員会としての決定としてね、ということだったんです。

県農業会議
毛利局長

委員さん言われているのは営農型の方でしょう。

白石委員

そうそう。

県農業会議
毛利局長

営農型はですね、農業生産量が減収2割というのが誰が判断するんだというのがありますね。これなかなか判断が難しいんですよ。上にこう太陽光貼り付けてじゃあ生産量が2割減がなんだと、どこで判断するんだと、そこが難しく研究データが無いんですよ。無い作物は農水省に聞いたり農政局に聞いたりしてますから時間が相当かかっていますね、そういう事実があるんで、そこらあたりは厳格な運用がこれから必要になってくる

とと思ってまして。

ただ、これは前例を積み上げることによってそこはスムーズになってくると思いますが、ただ2割減というのはなかなか判断難しいですね。

で、ただ、2割減というのが実証されれば、一時転用ですから、3年後に報告になったところで2割減以上になれば次許可できないんですから。法律上はですよ。許可できないということは太陽光全部撤去せよというわけで、撤去本当にやりますか、と。私はそちらの方が心配で。

相当な金をかけまして投資をして2割3割減ですとなりますと、農業委員会は撤去してくださいと言わざるをえないんだから、それが果たして会社として撤去しますか、と。

私は撤去する会社は無いんで、それは農地法違反として、農水省とこれは調整しながらその対応はやっていかないといけないと思っておりますので、これは先の話になると思いますが、またご意見をいただければと思います。

白石委員

太陽光は永年だろ。

県農業会議
毛利局長

営農型は一時転用です。全面転用は永久転用ですが、営農型で太陽光の下で農業やる方がいますね、これは一時転用です。3年以内の転用ですよ。ただ農用地区域内農地でもそれができるんですよ。

松下委員

あの、都計法の問題とですね、それから農用地もしくは農地法の問題とがちょっとわからないところがあるので、また個人的に聞きに行きます。

県農業会議
毛利局長

あれは図式化して説明した資料がありますから、農業委員会の方に、うちのマニュアルの中にありますので、確認いただければと思います。

事務局
次 長

すみません事務局から一つだけ。農用地区域内農地を農業会議にかける、この場合に12条公告を済ませておれば、もうかける必要はないとのことなんですが、11条公告で許可申請した場合はどうなりますか。まだ除外はできないと。

県農業会議
毛利局長

ただそこはほぼ確定であれば、いらないと理解しています。ただ、そこはもう優良農地のまま、状態でということでもありますから、それはもう除外申請が出てほぼ11条公告で異議申し立てもなければ、もうそれはある程度農業委員会で判断してもらったらと思います。

事務局
次 長

ありがとうございました。

局 長

毛利局長様、本日は長時間に渡りご講演いただきまして、誠にありがとうございました。

本日の研修を今後の委員活動に活かして参りたいと思います。

それでは皆様、今一度、毛利局長様に盛大な拍手をお願いいたします。

これで委員研修会を終了いたします。

(毛利局長退場)

局 長

以上で本日の総会の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、第155回松山市農業委員会総会を終了させていただきます。

ご起立ください。礼。

ご着席ください。

それでは、開会の際にご案内申し上げましたとおり、この後、農業委員互助会主催によります意見交換会に移ります。

意見交換会に参加される委員の皆様は、えひめ共済会館4階『雅』が会場でございますので、ご移動をお願いいたします。

この後、午後5時15分より開宴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

会場がご不明の場合は、事務局職員にお申しつけください。

(16時45分閉会)